

令和6年第11回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和6年11月29日
- ・ 会 場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和6年11月29日(金)

午後2時

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 54 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 55 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 56 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 57 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 議案第 61 号 農用地利用集積計画の一部取消しについて
- 6) 議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 63 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 64 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 65 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 10) 議案第 66 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 67 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和6年11月29日	開会場所	深谷市役所大会議室
開閉の日時	開 会	令和6年11月29日(金) 午後2時00分	
	閉 会	令和6年11月29日(金) 午後2時45分	
議長	会長 福島 明		
委 員 出 席 状 況			
議席番号	氏 名	出欠	議席番号 氏 名 出欠
1	大澤 正	出	21 安藤 已喜夫 出
2	荻野 信義	出	22 栗田 宣雄 出
3	矢神 勝彦	出	23 田村 恵司 出
4	小林 郁子	出	24 福島 明 出
5	木村 かつ江	出	1 小内 忠 出
6	柴崎 信幸	出	2 森田 亨 出
7	石川 野理子	出	3 堀口 廣 出
8	大須賀 節子	出	4 武井 清一郎 出
9	富田 千恵子	出	5 糸原 健治 出
10	須藤 浩一	出	6 橋本 繁穂 出
11	松嶋 多喜男	出	7 高野 政明 出
12	新井 美津子	出	8 澁澤 正明 出
13	高田 次郎	出	9 望月 勇 出
14	加藤 延宏	出	10 梁瀬 和彦 出
15	持田 一吉	出	11 久保 喜信 欠
16	大澤 慶三	出	12 黒澤 清 出
17	馬場 實	出	13 吉田 裕治 出
18	須藤 一男	出	14 馬場 詔二 出
19	蛭川 一郎	出	15 吉野 勝男 出
20	福地 伸夫	出	16 笹井 孝 出
説 明 者	事務局長	中島 隆	
	事務局次長	亀山 光昌	
	局長補佐	笠原 正史	
	農地係長	関根 克己	
	主査	磯貝 益生	
	主査	関根 麗子	
	主任	田嶋 晃	
	主任	田沼 清良	
参 与	農業振興課 主査	福島 芳宏	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	事務局長	それでは、令和6年第11回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況の報告をいたします。 農業委員24名全員出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、16名中15名の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、ここからは福島会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
進 行	議事録署名人の指名	議 長	みなさんこんにちは。 最近寒くなってまいりましたのでみなさんお体に十分気を付けていただきたいと思っております。 大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それではさっそく議事のほうに移らせていただきます。着座にて進行させていただきます。 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議席番号11番 松嶋多喜男委員、議席番号12番 新井美津子委員以上2名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。
	報告事項について	議 長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 最初に、報告第54号から第57号でございますが、深谷市農業委員会事務専決規程により、専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。なお、報告第55号の「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分」については、一部あっせんの希望があるため、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、お借りしていただける方をご存じでしたら、事務局までお知らせ願ひます。
状 況	議案第61号 「農用地利用集積計画の一部取り消しについて」	議 長	次に、議案書の19ページ、議案第61号「農用地利用集積計画の一部取り消しについて」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書19ページ、議案第61号「農用地利用集積計画の一部取り消しについて」、事務局より説明いたします。 【議案61号について概要を説明】
		事務局	「農用地利用集積計画の一部取り消しについて」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	(委員より「質疑なし」との声) 質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
進 行	議案第62号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議 長	次に、議案書の21ページ、議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書21ページ、議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。 【議案62号について概要を説明】
		事務局	「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
状 況	議案第63号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の33ページ、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは議案書33ページ、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。別添の議案資料の3ページの資料2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。 【議案第63号について概要を説明】
		事務局	「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議 長	只今、事務局より説明のありました本件のうち、整理番号2番につきましては、新規就農に関する案件となりますので委員より意見を

会議件名		て ん 末	
議 進 行		橋本委員	伺います。橋本委員、お願いします。 整理番号2番の譲受人の新規就農について報告いたします。 11月15日に私と矢神委員及び事務局職員でヒアリングを行いました。譲受人は山梨県の出身で子供の頃は実家がある清里で米や野菜づくりなどの農作業を手伝っていたとのこと。現在、栃木県内で菓子製造会社と農業法人を運営しており、そちらで農地を借りて野菜をつくっているとのこと。その中に今回の申請地と同様、田んぼでネギをつくっているところもあるとのこと。 ネギづくりは太田市のネギ農家に指導してもらっているそうですが、深谷ねぎとは作り方が違うことは理解しており、指導してもらえるところがあるか聞かれたため大里農林振興センターの営農支援部からの指導が受けられるので、相談したらどうか、と提案しました。 労働力は本人及び夫と子供の3名です。基本装備として農業法人でひと通りの農機具を所有しており、それらを使用する予定です。 また、太田市のネギ農家から技術指導の支援を受けられる予定です。農業法人で籠原の自衛隊基地にお菓子や野菜を納品しており、納品の途中で今回の申請地を見つけ申請に至ったとのこと。作ったネギはご自身が運営する農業法人を通して自衛隊基地へ納品する予定とのこと。本件については、これまでの経験からして栽培技術はあるものとみられ機械や販路も確保されており就農について特段問題はないものと考えます。以上です。
		議 長	橋本委員ありがとうございました。 それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 進 行 状 況	議案第64号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の37ページ、議案第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。事務局より説明させていただきます。議案書37ページ及び別添の総会議案資料の5ページを併せてご確認ください。 【議案第64号について概要を説明】
		事務局	「農地法第4条の許可申請承認について」は、以上1件です。 ご審議のほど、よろしくお申し上げます。
		議 長	はい。それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)

会 議 件 名		て ん 末	
会		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議 長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。</p>
議	議案第65号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	<p>次に、議案書の39ページ、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>事務局よりご説明いたします。議案書39ページをご覧ください。 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」であります。</p> <p>【議案第65号について概要を説明】</p>
		事務局	<p>「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」は以上です。ご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
		議 長	<p>それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議 長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。</p>
進			
行			
状	議案第66号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	<p>次に、議案書の41ページ、議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。事務局より説明させていただきます。議案書41ページ及び別添の総会議案資料の7ページを併せてご確認ください。議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。</p> <p>【議案第66号について概要を説明】</p>
		事務局	<p>農地法5条の許可申請につきましては以上11件です。 ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
況		議 長	<p>それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	(委員より「質疑なし」との声) 質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
進 行	議案第67号 「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の変更 及び地域の農業の振興に 関する地方公共団体の計画 変更に係る意見について」	農業振興課 議 長	次に、議案書の47ページ、議案第67号「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公 共団体の計画変更に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。 議案第67号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更 及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画変更に係る 意見について」を農業振興課より説明させていただきます。
		農業振興課 議 長	【議案第67号について概要を説明】 以上説明とさせていただきます。 農用地利用計画の変更も27号計画の変更も農業委員会の意見 をきくこととされているため本議案を提出するものであります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
状		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を 求めます。 (挙手全員)
況		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといた します。
	閉会	事務局長	以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議 は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
		事務局長	福島会長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和6年第11回深谷市農業委員会総会を閉会 いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年11月29日

議 長 福島 明

署名委員 松嶋 多喜男

署名委員 新井 美津子